

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第47号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月3日（月） 17時10分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港の第3区 広島県尾道市所在の尾道灯台から真方位031° 160m付近 （概位 北緯34° 24.2′ 東経133° 11.8′）
事故等調査の経過	平成26年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー 第拾五小浦丸、92トン
船舶番号、船舶所有者等	127197、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、旅客9人を乗せ、車両6台を積載し、船首尾の喫水約1.9mで対岸の「尾道市向島町小歌島の棧橋」（以下「本件棧橋」という。）に向かった。 本船は、尾道水道を約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した後、船長が、本件棧橋に船首着けの予定で操船中、機関を後進にかけて本件棧橋の約3m手前で中立としたとき、東北東の突風に圧流され、機関を全速力後進にかけたが、平成26年3月3日17時10分ごろ本件棧橋西側の浅所に乗り揚げた。 船長は、僚船の支援を受けて本船を離礁させ、本件棧橋に着棧して旅客及び車両を降ろした。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 西流約1kn
その他の事項	本船は、尾道水道を南北方向に横断する渡船であった。 船長は、本件棧橋西側に浅所が存在することを知っていた。 船長は、本事故当時、西方に向かう潮流があり、東寄りの風も吹いていたので、本件棧橋の北東側から接近していた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、尾道系崎港第3区の本件棧橋に着棧作業中、東北東風に圧流されたことから、本件棧橋西側の浅所に乗り揚げたものと考えられ

	る。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、尾道糸崎港第3区の本件棧橋に着棧作業中、東北東風に圧流されたため、本件棧橋西側の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。